

資 料

(米国税制の動向等)

目次

- ・ 米国ブッシュ大統領の総合経済対策（案）における減税措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ・ 配当課税の負担水準の日米比較（国税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 米国ブッシュ大統領提案における受取配当等への二重課税撤廃の基本的イメージ・・・・ 3
- ・ 米国における受取配当等への二重課税撤廃に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ ブッシュ大統領提案（受取配当等の二重課税撤廃関連部分）の概要・・・・・・・・・・ 5
- ・ ブッシュ大統領提案「受取配当非課税案」に対する主な論拠・論調・・・・・・・・・・ 6
- ・ ブッシュ大統領提案（「雇用と成長のための税制改正法案」）の議会における審議状況等について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 配当課税の負担水準に係る諸外国比較（国税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 主要国における利子、配当、キャピタル・ゲイン課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ 主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

米国ブッシュ大統領の総合経済対策(案)における減税措置の概要

2003年1月7日(火)、ブッシュ大統領により表明された減税案の骨子は以下の通り。

○ 目的

- 経済回復を押し進めるための個人消費の促進、成長と雇用創出のための個人及び企業の投資の促進、等

○ 概要

1. ブッシュ減税の前倒し実施

① 最低税率の適用範囲の拡大、税率軽減

2008 年までに段階的に行われる予定であった所得税減税(最低税率の適用範囲の拡大、税率軽減)を本年中に実施(2003 年 1 月に遡及適用)。

適用税率(現行) 10、15、27、30、35、38.6% ⇒ (2003 年 1 月以降) 10、15、25、28、33、35%

② 共稼ぎ世帯の課税負担の軽減

共稼ぎ夫婦に対する所得税が独身の時に課せられた所得税の合計よりも大きくなる現行制度を見直し、2009 年までに段階的に行う予定であった夫婦共同申告者の概算控除額引上げ等を本年より実施。

③ 子女税額控除額の引上げ

2010 年までに段階的に行う予定であった子女税額控除の拡大(17 歳未満の扶養子女1人当たり 600ドルの税額控除を 1,000ドルに拡大)を本年より実施。

2. 配当への二重課税の撤廃

配当課税について、個人の株主段階において法人税と所得税との調整を行わず、配当に対し二重課税となっている現行制度を見直し、個人の株主段階での配当課税を行わないこととした。

3. 中小企業投資促進

中小企業の設備取得の即時償却枠を現行の 25,000ドルから 75,000ドルに引上げ。

(注) この他、代替ミニマム税の軽減、失業給付特例の延長等がある。

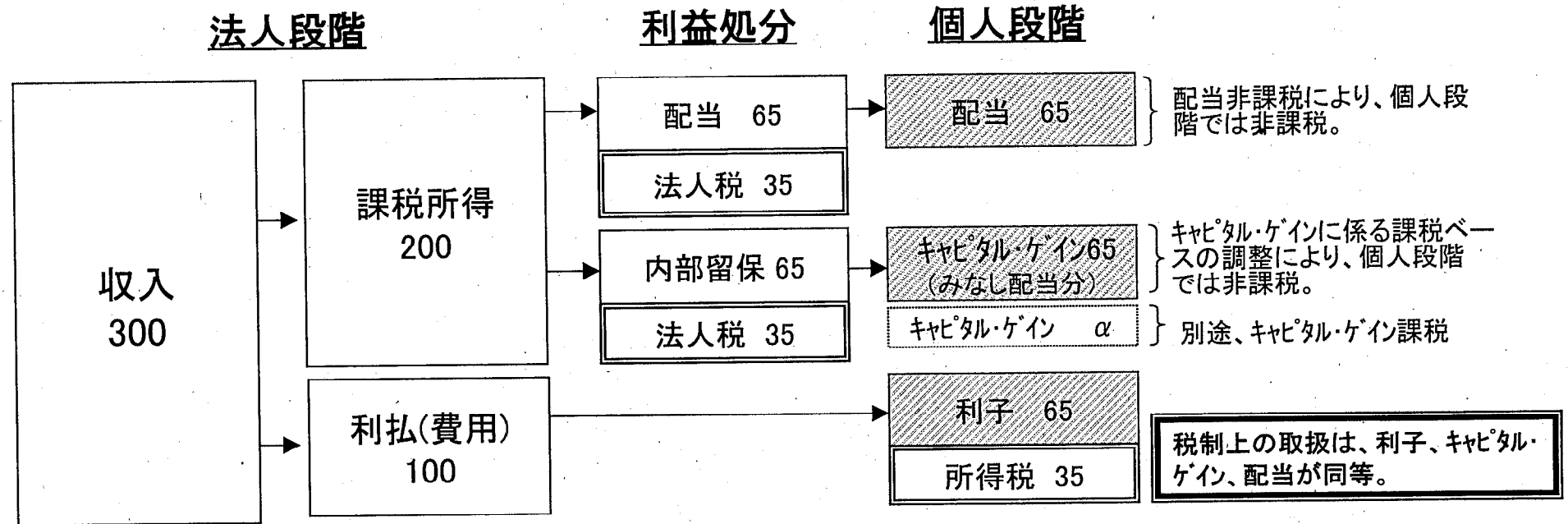
配当課税の負担水準の日米比較(イメージ: 国税)

	通常所得のケース	配当所得のケース
米国(ブッシュ減税案)	100 法人段階 35 個人段階 35 課税負担計	100 法人段階 65 35 法人税率 (35%) 個人段階 22 非課税 課税負担計 35 現行では、個人段階で$22.3 = 65 \times 35\%$の負担が加算
日本(改正後)	100 法人段階 37 個人段階 37 課税負担計	100 法人段階 70 30 法人税率 (30%) 個人段階 5 源泉徴収税率(7%) $4.9 = 70 \times 7\%$ 課税負担計 35

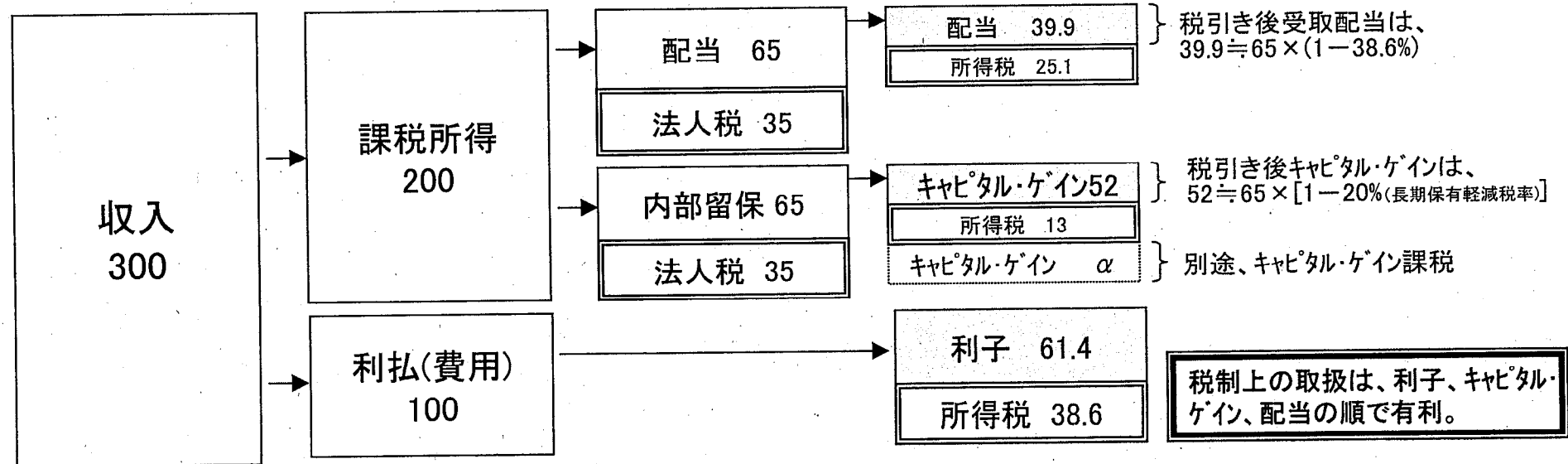
※) 課税負担は、個人・法人とも最高税率を想定。

米国・ブッシュ大統領提案における受取配当等への二重課税撤廃の基本的イメージ

大統領提案



現行



(出典)米国経済諮問委員会資料、財務省資料等による。

米国における受取配当等への二重課税撤廃に関する基本的考え方

ブッシュ大統領による提案の概要

- 個人投資家段階での100%配当非課税。
- 配当非課税については、法人所得課税を支払った企業からの配当益に限定。
- 内部留保に対する課税についても、二重課税を回避するための措置を拡張。

経緯

- 米国における法人所得課税と個人所得課税を併せた税負担は、二重課税の調整を行わないため、主要先進国に比しても高いものとなっていた。
- また、1992年の財務省の報告書において、法人所得への二重課税による税制上の歪みを是正するとの観点から、既に様々な調整方法(受取配当所得控除方式、包括事業所得税(CBIT)方式、インピュテーション方式等)が提案されており、今回の措置はその一部を実施に移すもの。

基本的考え方(期待される効果)

(1) 経済成長の促進

配当への二重課税の撤廃は、資本コストを引下げ(税引後資本収益率を引上げ)、資本蓄積や投資を促進することを通じて、結果的に雇用の創出や賃金の上昇をもたらす。

(2) 配当所得に対する税制上の歪みの是正

配当への二重課税の撤廃は、配当が内部留保よりも税制上不利に取り扱われているために生じている企業の配当政策の歪みを是正する。また、内部留保の乏しい新興企業への投資が阻害され、内部留保により投資を行う余力のある大企業への投資が促進されているといった現状を改善する。

(3) 企業内統治(コーポレート・ガバナンス)の改善

配当課税の廃止により配当性向を高めることは、企業の財務の健全性や将来の収益性に関する投資家への有益な情報をもたらすと同時に、企業経営者の裁量(不正経理や私的流用)を制限し、最も効率的な投資のみを行うように促すこととなる。

(4) 株式発行による資金調達に対する税制上の歪みの是正

配当への二重課税の撤廃は、借入れによる資金調達が税率等の面において株式発行による資金調達よりも優遇されているため、企業が資金調達を過度に借入れに依存し破産リスクを高めているといった現状を改善し、企業の株式発行による資金調達を促進する。

(5) 法人の組織形態への影響の除去

個人所得税のみが課されるなど法人形態よりも税負担の軽微なS法人等の設立が促進され、効率的な資源配分に歪みが生じているといった現状を踏まえ、配当への二重課税の撤廃により、責任の限定、経営の集約といった面で優れる法人形態による資本蓄積を促進する。

出典)米国経済諮問委員会(CEA)報告「Eliminating the Double Tax on Corporate Income(2003年1月7日公表)」による。

ブッシュ大統領提案(受取配当等の二重課税撤廃関連部分)の概要(未定稿)

1月7日(火)にブッシュ大統領によって公表された総合経済対策に盛り込まれた受取配当所得等に対する非課税措置の具体的内容については、その後財務省より公表された対外説明資料、大統領予算教書、議会への提出法案等によれば、概ね以下の通り。

1. 法人所得と受取配当所得の二重課税の解消

- 二重課税の解消(法人・個人所得税の統合)の方法として、いわゆる「受取配当所得控除方式」を採用。
- 法人所得と配当所得の二重課税を排除する観点から、株主は、以下の計算式により算出される総所得不算入配当枠(Excludable Dividend Amount: EDA)の割当の範囲内で、受取配当を総所得に算入しないことが認められる。

$$\text{EDA} = \frac{\text{米国で支払った連邦法人税等}}{\text{連邦法人税率35\%}} - \text{米国で支払った連邦法人税等}$$

||
(納税額に対応した法人所得に相当)

2. 法人所得とキャピタル・ゲインの二重課税の解消

- 法人所得とキャピタル・ゲインの二重課税を排除する観点から、総所得不算入配当枠(EDA)から実際の配当額を控除した金額の範囲内における内部留保は、配当とみなして株主に割当て、キャピタル・ゲイン課税の際のベースとなる株式取得価額の上方調整が認められる(EDA未使用分については繰越可能)。
(※) キャピタル・ゲイン課税自体は維持されることに留意。

ブッシュ大統領提案「受取配当非課税案」に対する主な論拠・論調(未定稿)

賛 成 派	反 対 派
○ 配当所得のある約3,500万世帯や、配当所得の半分を得ている高齢者に恩恵が及ぶ。 (財務省等) ○ 対策で景気が拡大すれば、財政赤字は最終的にはむしろ減少。 (チェニー副大統領等) ○ 二重課税の解消は、企業の配当性向を高め、コーポレートガバナンスを改善し、借入依存体質からの脱却を通じて企業の財務体質を強化。(財務省等) ○ 株価は10—20%程度上昇する。 (ハバード元CEA委員長等) ○ その他 ・ 配当課税の廃止による資本コストの低下を通じて、投資及び資本蓄積を促し、雇用が拡大(3年間で210万人:CEA)。 (CEA、商務省、ノーベル賞経済学者を含むエコノミスト 250 名) ・ 雇用、経済成長をもたらし、企業の説明責任を改善すると同時に、アメリカの国際競争力を強化。(ノーベル賞経済学者を含むエコノミスト 250 名) ・ 配当二重課税の見直しは支持するが、あくまでPay-As-You-Go原則の範囲で行われるべきものであり、そこから生じる財政赤字についても、最小限に止められるべき。 (グリーンズパン連銀議長)	○ 恩恵は一部の富裕層に集中し、課税後所得を更に不平等にする。 (報道、民主党、民主党系シンクタンク、ノーベル賞経済学者を含むエコノミスト 450 名) ○ 減税案は歳入中立でないことから、連邦財政赤字の拡大(10年間で9,000億ドルの減収:ブルッキングス研究所)を招く。また、予想される州の課税ベースの縮小や債券による資金調達コスト(金利)の相対的上昇により、州財政の逼迫も招く。 (報道、一部共和党議員、民主党、ブルッキングス研究所等、ノーベル賞経済学者を含むエコノミスト 450 名) ○ タックスシェルター自体や内部留保を助長する税制の歪みは必ずしも解消されない。 (ブルッキングス研究所等) ○ 配当所得の半分は、年金、401(K)、個人退職勘定によるもので、既に課税繰延の効果等により実質的に二重課税となっていない投資形態が多く、見直しの効果は小さい。 (ブルッキングス研究所等) ○ 配当の有無より、長期的な企業収益の見通しの方が重要であり、更に金利上昇の影響を勘案すると、株価への影響は小さい(5%程度の上昇)。 (ブルッキングス研究所等) ○ その他 ・ 借入コスト(金利)の相対的上昇により、住宅ローンを抱えている家庭や、借入に依存している小企業に打撃。 (ブルッキングス研究所等) ・ 財政赤字の拡大や借入コスト(金利)の相対的上昇等により、資本蓄積が阻害され、足下の雇用創出や短期的な経済成長につながらない。 (ブルッキングス研究所、ノーベル賞経済学者を含むエコノミスト 450 名) ・ 税法の仕組みや申告等の実務面において複雑化。 (ワシントン・ポスト紙、ノーベル賞経済学者を含むエコノミスト 450 名)

ブッシュ大統領提案(「雇用と成長のための税制改正法案」)の議会における審議状況等について(未定稿)

2003 年 1 月 7 日 2001 年ブッシュ減税の前倒しや配当二重課税の撤廃等を中心とする経済対策案(10 年間で 6,740 億ドル)を公表。

その後、経済諮問委員会、財務省等より、改正の具体的内容等について公表。

1 月 28 日 大統領による一般教書演説

2 月 3 日 大統領予算教書(1 月 7 日公表の上記提案を含む)を議会に提出。

その後、予算決議案(減税規模を含めた歳出・歳入総予算の目標枠を設定)の審議が開始。

2 月 27 日 上記提案を盛り込んだ税制改正法案(「雇用と成長のための税制改正法」)が上下歳入委員会に付託(未審議)。

3 月 21 日 下院予算委員会における審議を経て、下院本会議において、予算決議案が可決。
(減税額の総枠に関し、10 年間で 7,260 億ドル(大統領案)のまま修正なし)

3 月 26 日 上院予算委員会における審議を経て、上院本会議において、予算決議案が可決。
(減税額の総枠に関し、対イラク戦費を考慮し、10 年間で 7,260 億ドル(大統領案)から 3,500 億ドルに半減)

4 月 11 日 両院協議会における調整を経て、減税額の総枠に関し、5,500 億ドルとする両院一致の予算決議案が作成され、
下院においては本会議で可決したが、上院では上記 3,500 億ドルのままとのこと。

(注)税法審議の見通し

具体的な減税項目に係る今後の税法審議については、上下両院それぞれの予算決議の下、両院の歳入委員会で審議・決議される。そこで、異なった議決が行われた場合には、両院が合意に達するまで両院協議会で協議されることとなる。

配当課税の負担水準に係る諸外国比較(イメージ:国税)

	通常所得のケース	配当所得のケース
日本(改正案)	100 法人段階 個人段階 37 課税負担計 37	100 法人段階 70 30 法人税率 (30%) 個人段階 5 源泉徴収税(7%) 4.9=70×7% 課税負担計 35
アメリカ(減税案)	100 法人段階 個人段階 35 課税負担計 35	100 法人段階 65 35 法人税率 (35%) 個人段階 22 非課税 現行、個人段階で 22.3=65×35% の負担が加算 課税負担計 35
イギリス	100 法人段階 個人段階 40 課税負担計 40	100 法人段階 70 30 法人税率 (30%) 個人段階 18 配当所得税率(32.5%) $17.5 = (70 + 70 \times 10/90) \times 32.5\% - (70 \times 10/90)$ 最低税率(10%) 適用者の配当所得が非課税 課税負担計 48
ドイツ	100 法人段階 個人段階 51 課税負担計 51	100 法人段階 72 28 法人税率 (28%) 個人段階 18 所得税率(51.17%) $18.42 = (72 \times 1/2) \times 51.17\%$ 課税負担計 46
フランス	100 法人段階 個人段階 50 課税負担計 50	100 法人段階 66 34 法人税率 (34%) 個人段階 16 所得税率(49.58%) $16 = (66 + 66 \times 34/66) \times 49.58\% - (66 \times 34/66)$ 課税負担計 50

(注1) 課税負担は、個人・法人とも最高税率を想定して試算。

(注2) ドイツ(個人・法人)、フランス(法人)の税率は、付加税を含めた税率を使用。

主要国における利子、配当、キャピタル・ゲイン課税 (ブッシュ経済対策 2003 が行われた場合)

		ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
利子課税	課税方式	総合課税 (10～35%+地方税)	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界 税率に応じ、軽減税率(10%)のブラケッ トに属する部分は10%、基本税率(22%) に属する部分は20%、それ以外の部分は 40%で課税)。	総合課税 (20.0～48.5%+連帯付加税)	総合課税(7.05～49.58%)と源泉分離 課税との選択
	源泉徴収	源泉徴収を行わない。但し、納税者番号 を申告しなかった者等は30%の税率で源 泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。	30% (転換社債等については25%) の税率 で源泉徴収を行う (利子等について年間 1,550 ユーロの貯蓄者控除が存在する)。	源泉分離課税を選択した場合、税率は 25% (15%+社会保障付加税10%)。
配当課税	課税方式	(廃止)	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界 税率に応じ、基本税率(22%)以下のブラ ケットに属する部分は10%、それ以外の 部分32.5%で課税)。	総合課税 (20.0～48.5%+連帯付加税)	総合課税 (7.05～49.58%)
	源泉徴収	—	源泉徴収を行わない。	20%の税率で源泉徴収を行う。	源泉徴収を行わない。
株式譲渡 益課税	課税方式	総合課税 (注2) 短期: 10～35%+地方税 長期: 8%、10%、20%+地方税 (ニューヨーク市では合わせて28%程度)	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界 税率に応じ、軽減税率(10%)のブラケッ トに属する部分は10%、基本税率(22%) に属する部分は20%、それ以外の部分は 40%で課税)。	一定のものを除き非課税 投機売買等については総合課税 (20.0～48.5%+連帯付加税)	申告分離課税(26%) (16%+社会保障付加税10%)

- (注1) 日本においては、上場株式等の配当(大口以外)等については20%源泉徴収(⇒平成15年4月～20年3月末までは10%源泉徴収)のうえ総合課税又は申告不要。大口の上場株式等及び非上場株式等の配当等については20%源泉徴収のうえ総合課税(少額配当に係る確定申告不要制度あり)。
- (注2) 損益通算は、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後、)短期純譲渡益は他の所得と合算して通常所得の税率が適用され、長期純譲渡益は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じた軽減税率が適用される。また、純譲渡損がでた場合には3,000ドルを限度に通常所得からの控除が可能。
- (注3) 各国とも2003年1月の税制による。邦貨に換算する場合の為替レートは、1ドル=121円、1ポンド=186円、1ユーロ=119円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成14年6月～11月の実勢相場の平均値)。

主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み（ブッシュ経済対策 2003 が行われた場合）（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
法人段階	法人税率 30%	法人税率 35%	法人税率 30%	法人税率 26.5% [税額の 5.5%の付加税]	法人税率 33 1/3% [税額の 3%の付加税]
個人株主段階における法人税と所得税の調整方式	配当控除 (配当所得税額控除方式)	[現行] 調整なし [改正案] 配当所得全額控除方式	部分的インピュテーション方式	配当所得一部控除方式 (受取配当の 1/2 を株主の課税所得に算入)	完全インピュテーション方式

(注) 1. インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した金額を控除する方式のことをいう。受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる完全インピュテーション方式の場合、法人の所得のうち配当に充てた部分に関する限り、二重課税は完全に排除される。

2. フランスにおいては、法人税付加税が課されているが、インピュテーション方式による計算上、付加税分については調整が行われない。